

『経営内部の抜本的な見直しを 商工中金に行政処分—関係省庁』

金融庁、財務省および経済産業省は、商工組合中央金庫が危機対応融資の審査にあたって行った試算表等の改ざん・自作の不正行為について、株式会社商工組合中央金庫法第59条に基づき行政処分を行った。

内容は(1)法令等順守態勢、経営管理態勢および内部管理態勢等の抜本的な見直し(2)危機対応業務の要件に該当しない案件について取引先に不利益を及ぼさないよう適切かつ速やかな手続きの実行、および日本政策金融公庫との損害担保契約の解除や既に支払いのあった利子補給金等の日本公庫への速やかな返還等の適切な対応(3)上記に係る業務の改善計画策定と速やかな提出—など。59条で定められた命令に基づき商工中金が実施した全件調査で、危機対応融資の審査にあたって必要となる試算表等を改ざん・自作する不正行為が全100営業店中、97営業店で444人が関与、4,609件(融資実行額で2,646億円相当)行われていた。危機対応業務以外でも、関係書類の改ざん・自作等の不正行為が行われていた。

政府系金融機関の役割は民業補完であるにもかかわらず、経営陣と本部は危機対応融資を他の金融機関との競争上、優位性のある「武器」と認識し、収益や営業基盤の維持・拡大に利用していた。



『平成29年高年齢者の雇用状況 定年延長の傾向に一厚労省』

厚生労働省は、高年齢者が年齢にかかわらず働き続けることができる生涯現役社会の実現に向け、65歳までの安定した雇用確保を目指している。企業に対して「定年制の廃止」、「定年の引上げ」、「継続雇用制度の導入」のいずれかの措置を講じるよう義務づけると同時に、毎年6月1日現在の高年齢者雇用状況の報告を求めている。同省は平成29年6月1日における「高年齢者雇用確保措置」の実施状況などを集計した資料を公表した。



資料によると定年制を廃止した、または定年が65歳以上の企業は計30,656社(対前年比2,115社増)となった。内訳を見ると、定年制の廃止企業は前年同数だったが、定年が65歳以上の企業が2,115社増えており、徐々に定年を延長する傾向があるようだ。特に中小企業では65歳以上定年を採用している企業は25,155社で、対前年比約2,000社増となった。65歳を定年としている企業、66歳以上としている企業ともに約1,000社ずつ増えている。

また、70歳以上まで働ける企業は35,276社(同2,798社増)で、企業規模別に見ると中小企業では32,779社(同2,504社増)、大企業では2,497社(同294社増)となっている。

出典元:日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます